

診療記録の開示に関する患者・医師・看護師の意識差

呉大学看護学部

平岡敬子* 山内京子
生嶋美春

論文要旨 今日、医療事故の増加や患者の権利意識の高揚に伴い、医師の作成するカルテや看護ケアの記録など、診療記録の開示が積極的に推進されつつある。そこで、医療の利用者である患者と提供者である医師、看護師に対して、診療記録の開示とその法制化、さらに開示に伴う問題に関する意識調査を実施した。

その結果、患者は診療記録の開示によるメリットを主張する回答が多く、開示にも法制化にも賛成であった。反対に医師はデメリットを主張する回答が多く、開示には賛成しても法制化には反対であった。看護師は、どちらかという医師の回答に近かった。医療の利用者、提供者というそれぞれの立場により、診療記録の開示とその法制化について意識差が明らかになった。しかし、いくつかの先行研究の結果も示唆しているように、診療記録の開示に関しては医療の利用者も提供者も賛同しており、もはや開示の有無を検討するレベルではなく、開示に向けてどのような制度や方法論がとられるべきかを議論する必要がある。

キーワード：診療記録の開示、患者、医師、看護師、意識調査

■ はじめに

今日、医療事故の増加や患者の権利意識の高揚に伴い、医師の作成するカルテや看護ケアの記録など、診療記録の開示が積極的に推進されつつある。インフォームド・コンセントを充実させ、医療者と患者が共同決定した医療を実施する上で診療記録の開示は、不可欠である。しかし、その反面、診療情報の開示は、誤解やプライバシーの侵害など、医療者と患者との関係に悪影響を及ぼす要因も懸念される。

そこで、医療の利用者である患者と提供者である医師、看護師に対して、診療記録の開示に対する意識調査を実施した。その結果、医療の利用者、提供者というそれぞれの立場による意識差が明らかになったので報告する。

■ 研究方法

平成11年12月から13年8月にかけて、A県のB及びC患者会に所属する患者、医師会員と勤務医ならびに医学生、病院勤務の看護師の中で調査の承諾を得られた者に対して、診療記録の開示（2項目）とその問題点（7項目）についての無記名自記式質問紙による調査を実施した。調査票の前文で研究目的を説明し、回答したくない項目については、回答する必要のない旨を明記した。データは統計ソフトSPSSを使用して分析し、クロス集計、 χ^2 検定等を行った。

■ 研究結果

1. 対象の基本属性

患者会に所属する患者550名、医師1,141名（そのうち開業医833名、勤務医201名、医学生82名、

*連絡・別刷請求先

ひらおか けいこ

〒737-0004 呉市阿賀南2-10-3 呉大学看護学部

N.A. 25名), 病院勤務の看護師549名, 計2,240名より, 回答を得られた (回収率56.7%, 有効回答率88.7%~100%)。

年齢は, 患者の場合, そのほとんどは50代 (22.9%), 60代 (41.2%), 70代 (23.1%) の中高年で構成されていた。医師はそれよりは若干若く, 40代 (23.1%), 50代 (19.1%) が多かった。看護師は, 30代 (52.5%) が最も多く, 60代以上はほとんどいなかった。

性別については, 患者は男性 (33.5%) よりも女性 (66.5%) の方が多かった。医師の大多数は男性 (90.8%), 看護師の大多数は女性 (97.7%) で占められていた。

医師の勤務経験は, 11年以上のものがほとんど (89.3%) を占めていた。看護師は3年から5年 (25.1%) の勤務経験者が最も多く, ついで11年から20年 (19.3%) であったが, 新人から20年以上のベテランまで, ほぼ全域にわたって構成されていた。

今までに, 医師や看護師, 病院との関係において, 何らかの医療上のトラブルを体験した患者は76名 (13.8%) であった。また, 患者との間でトラブルを経験した医師は269名 (23.6%) であった。病院に勤務する中で患者との間にトラブルのあった看護師は227名 (41.3%) であった。

2. 診療記録の開示に対する賛否 (図1)

患者, 医師, 看護師のどの集団も診療記録の開示に関しては, その過半数は賛成の回答を示した。

しかし, 厳密に賛成する割合を見ると, 医療の利用者と提供者という立場の差が回答に影響を与えていた。まず, 患者は, その大多数が診療記録の開示に賛成で, 「賛成」あるいは「どちらかという」と賛成」の合計が91.9%であった。看護師は「賛成」「どちらかという」と賛成」の合計が76%で, 看護師も4分の3以上が賛成派であった。

しかし医師は, 確かにその過半数は, 診療記録の開示に賛成であったが, 患者と比べるとその割合は有意に小さく ($P < 0.01$), 「賛成」「どちらかという」と賛成」という回答を示したのは全体の57.4%であった。医師の意識に影響を与えているのは, 開業医の回答であるが, このことは法制化のところで詳述する。

年齢別に見ると, 患者と看護師は, 年齢による回答差はほとんど見られなかった。しかし, 医師は高齢になるにつれて, 診療記録の開示に賛成する割合が少なくなっていた。

性別による回答の差は, 患者と看護師は男性の方が, 医師は女性の方が診療記録の開示に賛成する割合が若干多かった。

3. 診療記録の法制化に対する賛否 (図2)

診療記録の開示に対しては, どの集団も全体的に賛成派が多かったが, 診療記録の開示を法制化するとすると, 賛成する割合が少なくなり, 中にはむしろ反対の回答をする割合が多い集団もあった。

まず, 患者は「賛成」「どちらかという」と賛成」の合計が80.7%であり, 患者の大多数は, 診療記

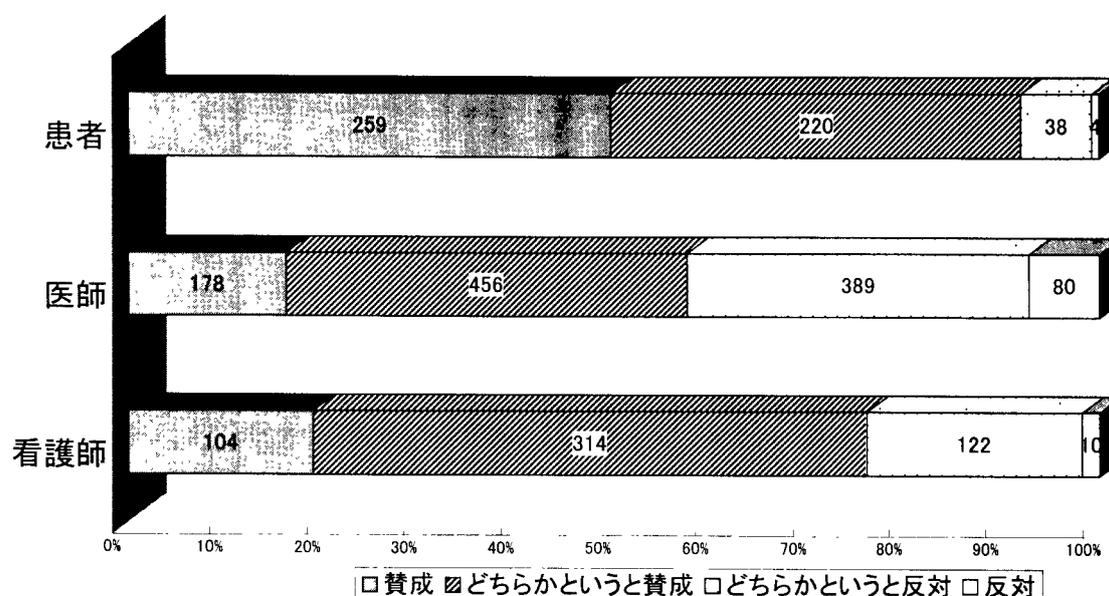


図1 診療記録の開示に対する賛否

録の開示を法制化することに賛成であった。看護師もその過半数が賛成で、「賛成」「どちらかという賛成」の合計が61.2%であった。

しかし、医師は「賛成」「どちらかという賛成」の合計が23.6%で、むしろ「反対」すると回答した者(26.7%)の方が多かった。診療記録の開示とその法制化について、医師の回答に大きく影響を与えているのは開業医の意識であった。開業医は、同じ医師集団でも勤務医や医学生に比べて、開示にも法制化にも消極的な回答をしていた(図3)。まず、診療記録の開示についての賛否では、勤務医の75.2%(これは看護師の賛成する割合(76%)とほぼ同様)が、「賛成」「どちらか

という賛成」する回答をしたことに対し、開業医で開示を支持する回答をした者は54.1%であった。また、法制化に関してはより厳しく、開業医の82.1%が「反対」「どちらかという反対」という回答をしていた。勤務医の過半数(52.3%)が開示の法制化を支持する回答をしたことと対照的であった。

年齢別に見ると、患者は若年者ほど診療記録の法制化に賛成する割合が多く、医師は高齢の医師ほど法制化に反対する割合が多かった。若い世代ほど、診療記録の開示を法制化することに賛成する傾向が見られた。看護師の回答については、どの年代もほぼ同じ様な割合で、年齢による回答の

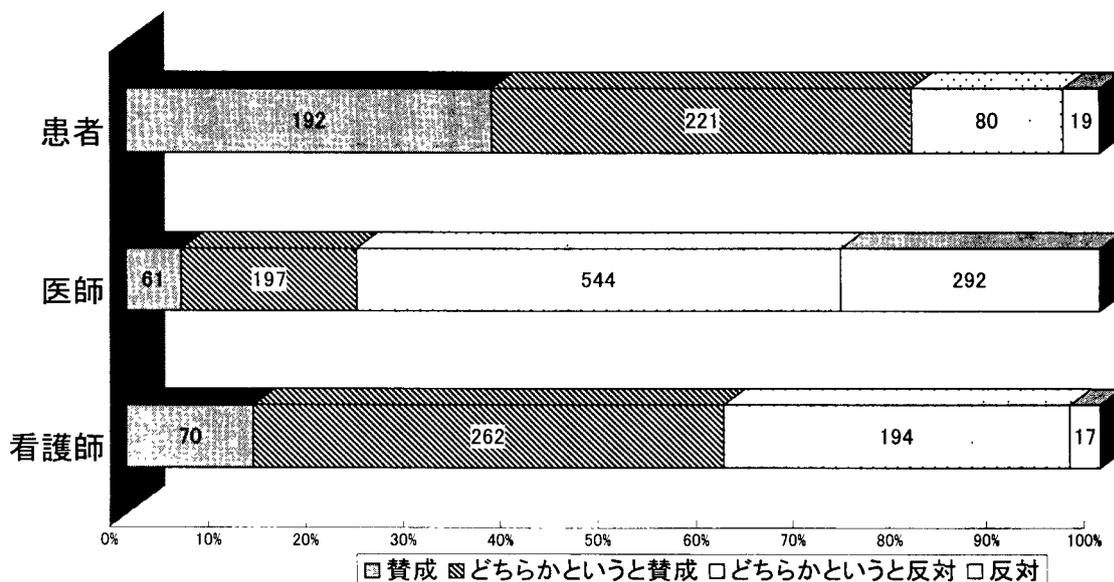


図2 診療記録開示の法制化に対する賛否

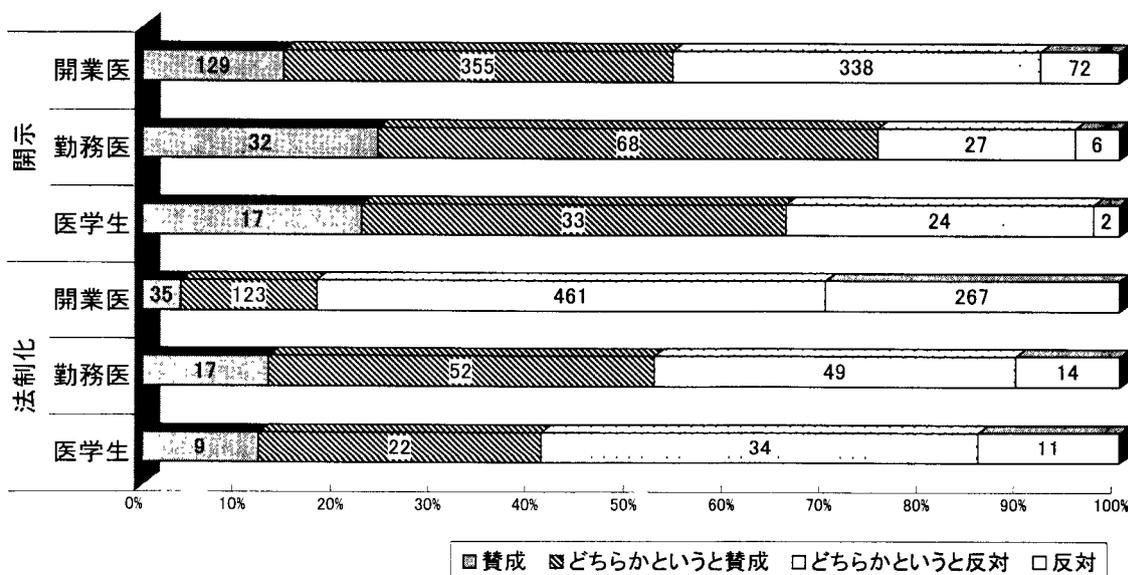


図3 勤務形態別の医師の診療記録開示と法制化に対する賛否

差は見られなかった。

性別による差は、患者の回答には見られなかったが、医師は男性(22.6%)よりも女性(37.1%)が、看護師は女性(70.7%)よりも男性(90.9%)の方が賛成する回答をする傾向が強かった。

4. 診療記録の開示に伴うメリットとデメリット (図4)

全体的に患者の回答は開示によるメリットが、反対に医師の回答は開示によるデメリットが強調されていた。

まず、医師は「診療記録を開示すると他人に知られて、本人に不都合な使われ方をされるのではないか」と危惧する者(40.7%)が、患者(17.8%)や看護師(24%)に比べて有意に多かった($P<0.01$)。また、「情報を開示すると患者の病気に立ち向かう意欲をそぐことになりかねない」と回答した者(19.3%)が、患者(6.7%)、看護師(14.9%)に比べて多かった。反対に医師は、開示によるメリットである「医療事故の防止」、つまり、患者が診療内容をチェックできるようにしておけば、医療事故の被害を防止することにつながると期待する割合も少なく(25.6%)、「医療はサービスだから、診療記録の開示を請求するのは当然である」という回答も少なかった(18.7%)。

しかし、患者は「プライバシーの侵害」を危惧する者(53.8%)が、医師(38.6%)や看護師(34.6%)の回答と比べて、有意に多かったこと以外は、開示によるデメリットに関する回答は少なかった。「患者の意欲をそぐ」と考えている者は、わずか6.7%で医師が懸念するほどではなかつ

た。むしろ、患者は診療記録の開示によるメリットを回答する割合が多く、「医療者と患者が同じ心理レベルで問題解決できること」、「主治医以外に相談が容易になること」、「医療事故の防止」については、ほぼ半数の患者が回答しており、医師、看護師の回答と比べ、有意に多かった($P<0.01$)。

一方、看護師の回答は、どちらかというとも患者よりも医師の回答に近かった。看護師の回答が特に多かったものは、開示により「主治医以外に相談が容易になること(43.5%)」と「医療はサービスだから、診療記録の開示を請求するのは当然である(39.1%)」であった。特に後者については、医師(18.7%)の回答よりも有意に多かった($P<0.01$)。

■ 考察

全体的に医療の提供者である医師や看護師よりもそれを受ける患者の方が、診療記録の開示を積極的に支持する回答をしていた。

患者は、開示によるプライバシーの侵害さえなければ、開示を法制化することについても積極的に支持している。但し、ここで確認したいことは、診療記録の開示とはそれを請求した本人もしくは本人の了解を得た家族のみに知らせることであり、不特定多数への情報の公開とは異なるので、通常は開示によりプライバシーの侵害は生じないはずである。しかし、過半数の患者が診療記録の開示のデメリットとしてプライバシーの侵害をあげていることは、開示に関する誤解あるいは情報不足があると推察される。

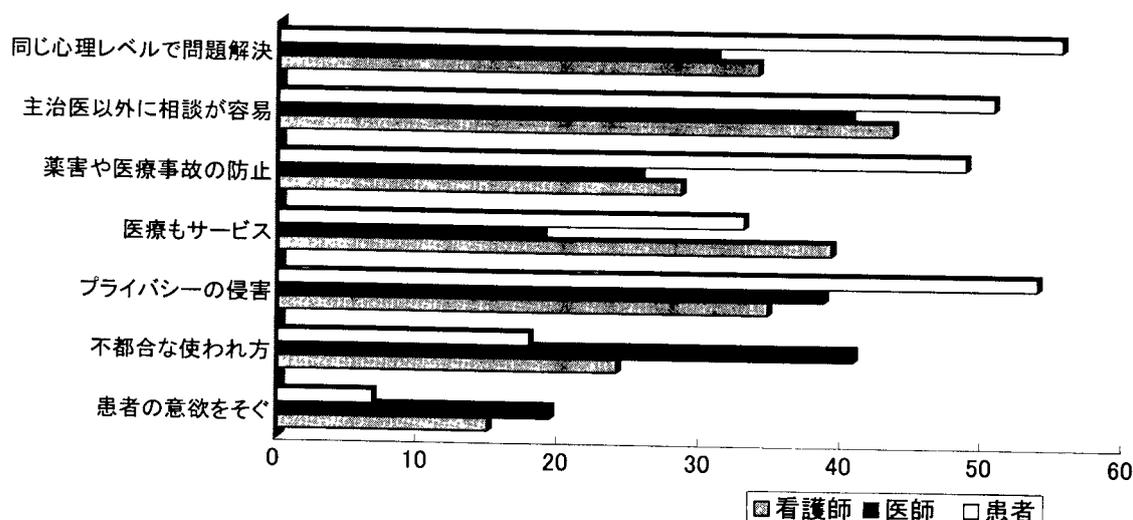


図4 診療記録の開示によるメリット・デメリット

患者は開示のメリットとして、医療者と同じ心理レベルで彼の問題を解決できることや医療事故を防ぐことをあげていることから、自分に関わる医療に積極的に参加したいと思っている彼らの心情が伺える。また、診療内容を知ることにより主治医以外にも相談が容易となることをあげていることから、診療情報を知ることによって自分に対する医療は自己決定したいという彼らの考えも伺える。これらのことから、対象が患者会の会員であり、一般の患者よりも権利意識が高いということ差し引いても、患者は、診療記録の積極的な開示を求めていると言えよう。

しかし、医師は患者よりも診療記録の開示に対して慎重な態度をとっている。不都合な使われ方をすると、かえって患者との信頼関係を壊すことになる懸念している。患者の回答に比べて、診療記録の開示によるメリットよりもデメリットを多く指摘しており、法制化には極めて消極的である。これは日本医師会の「患者との信頼関係に悪影響を与えるような開示はしない」という基本方針とも一致しており、法規制に反対するのも、同様の理由からであると伺える。

診療記録の開示に関する医師の意識については、過去にも同様の調査がなされてきた¹⁾²⁾³⁾。それらを総合的に評価すると、社会の情報開示への流れの影響を受けて、診療記録の開示には好意的な医師が増えている。しかし法制化に関しては、大多数の医師が反対の意を表している。その理由として、医師のような専門家集団は自主性を尊重すべきであり、自主的なガイドラインを設定し、それを遵守すべきものであり、法律で規制するものではないという考えが医師集団の中にあると推察される。

看護師の回答は、医師と患者の中間に位置するものであった。しかし、どちらかという医師の回答の方に近く、患者の代弁者という看護師の立場よりは、医療者としての立場が回答には現れていた。看護師の職能団体である日本看護協会は、診療記録の開示について、「記録の開示は患者の権利の保障として位置づけられるものであり、現在、医療現場において患者の置かれている立場を

考えれば、法律に記録の開示を明記し、患者の自己決定の権利を保障する必要がある⁴⁾と述べ、患者の自己決定に基づき、診療記録の開示とその法制化を提言している。しかし、実際に勤務する臨床の看護師の回答は、患者の回答ほど、診療記録の開示が患者の自己決定と権利の保障の拡大を開示の利点としてとらえてはいないようである。むしろ、彼らの回答は医師のそれに近く、患者ほど開示によるメリットを支持していなかった。唯一、医師の回答と異なる点は、サービスという観点から診療記録の開示を支持する者が多く見られたことである。看護師は医療をサービスとしてとらえており、患者が診療記録の開示を請求するのは当然であると考えていると推察される。看護師は患者の立場に立つべき職種であると言われているが、その回答は彼らの代弁者というよりは、むしろ、医療の提供者としての姿勢や立場が現れており、その理由や背景についてはさらなる分析が必要である。

■ おわりに

患者は診療記録の開示によるメリットを主張する回答が多く、開示にも法制化にも賛成であった。反対に医師はデメリットを主張する回答が多く、開示には賛成しても法制化には反対の立場をとっていた。看護師は、どちらかという医師の回答に近かった。

いくつかの先行研究の結果と同様に、診療記録の開示に関しては医療の利用者も提供者も賛同しており、もはや開示の有無を検討するレベルではなく、開示に向けてどのような制度や方法論がとられるべきかを議論する必要がある。

尚、本文の一部は、第22回日本看護科学学会学術集会において発表した。また、本研究は、文部省科学研究費による「現代医療問題の総合的研究」（課題番号 10410047）の一環として実施した「医療と介護に関する意識調査」の一部をまとめたものである。

引用・参考文献

- 1) 谷本佐里名：カルテ開示に関する意識調査，更生の指標，47 (7), pp.22-27, 2000.
- 2) 深谷とよ子：診療記録開示に対する看護婦（士）・医師の意識，日本精神科看護学会誌，43 (1),

pp.262-264, 2000.

- 3) 谷本佐里名：カルテ開示の影響についての医師の意識調査，日本公衆衛生雑誌，47 (4), pp.364-374, 2000.
- 4) 日本看護協会：看護記録の開示に関するガイドライン，看護，53 (14), pp.130-151, 2001.
- 5) 上谷早苗：ベットサイドでのカルテ開示，ナーシング・トゥデイ，17 (1), pp.72-74, 2002.
- 6) 山地俊子：診療情報開示への取り組み，患者満足，5 (3), pp.25-35, 2001.
- 7) 渡辺満：医師患者関係の現在，現代医療問題の総合的研究報告書，pp.44-66, 2001.